

「東北関東大震災義援金」募集要綱

社会福祉法人長崎県共同募金会

1. 趣 旨

平成 23 年 3 月 11 日に東北関東大震災が発生したことを受け、長崎県共同募金会では、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と連携のうえ、被災者の方々の救助の一助とするために災害義援金を募集する。

2. 名 称

東北関東大震災義援金

3. 受付期間

平成 23 年 3 月 15 日（火）から平成 23 年 9 月 30 日（金）まで

4. 義援金の配分

本会に寄せられた義援金については、中央共同募金会に集約され、関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分する。

5. 義援金の募集方法

金融機関	支店名	口座番号	名義等
ゆうちょ銀行		01870-8-22522	社会福祉法人長崎県共同募金会
十八銀行	本店	(普通) 638151	社会福祉法人長崎県共同募金会
親和銀行	長崎営業部	(普通) 5315882	社会福祉法人長崎県共同募金会
長崎銀行	本店	(普通) 2124658	社会福祉法人長崎県共同募金会

※ゆうちょ銀行からの振込の場合、通信欄に「東北関東大震災」と記入のこと。

振込手数料は免除。

※十八、親和、長崎の各銀行については、同じ銀行の本・支店からの振込手数料は無料。

※上記以外の金融機関からの振込みの場合は、手数料が必要。

※十八、親和、長崎の各銀行については、平成 23 年 3 月 18 日（金）からの取り扱い。

6. 領収書の発行

寄付者が領収書発行を希望する場合は、長崎県共同募金会会長名の領収書を発行する。本県会長名の領収書をもって、税制上の優遇措置の適用対象となる。

7. その他

- (1) 長崎新聞社本社 1 階窓口・佐世保支社で、義援金受付を行う。
- (2) 今回は、災害義援金のみを取り扱うこととする。
- (3) この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日施行する。